



退職後の医療保険について



出版健康保険組合

令和6年3月



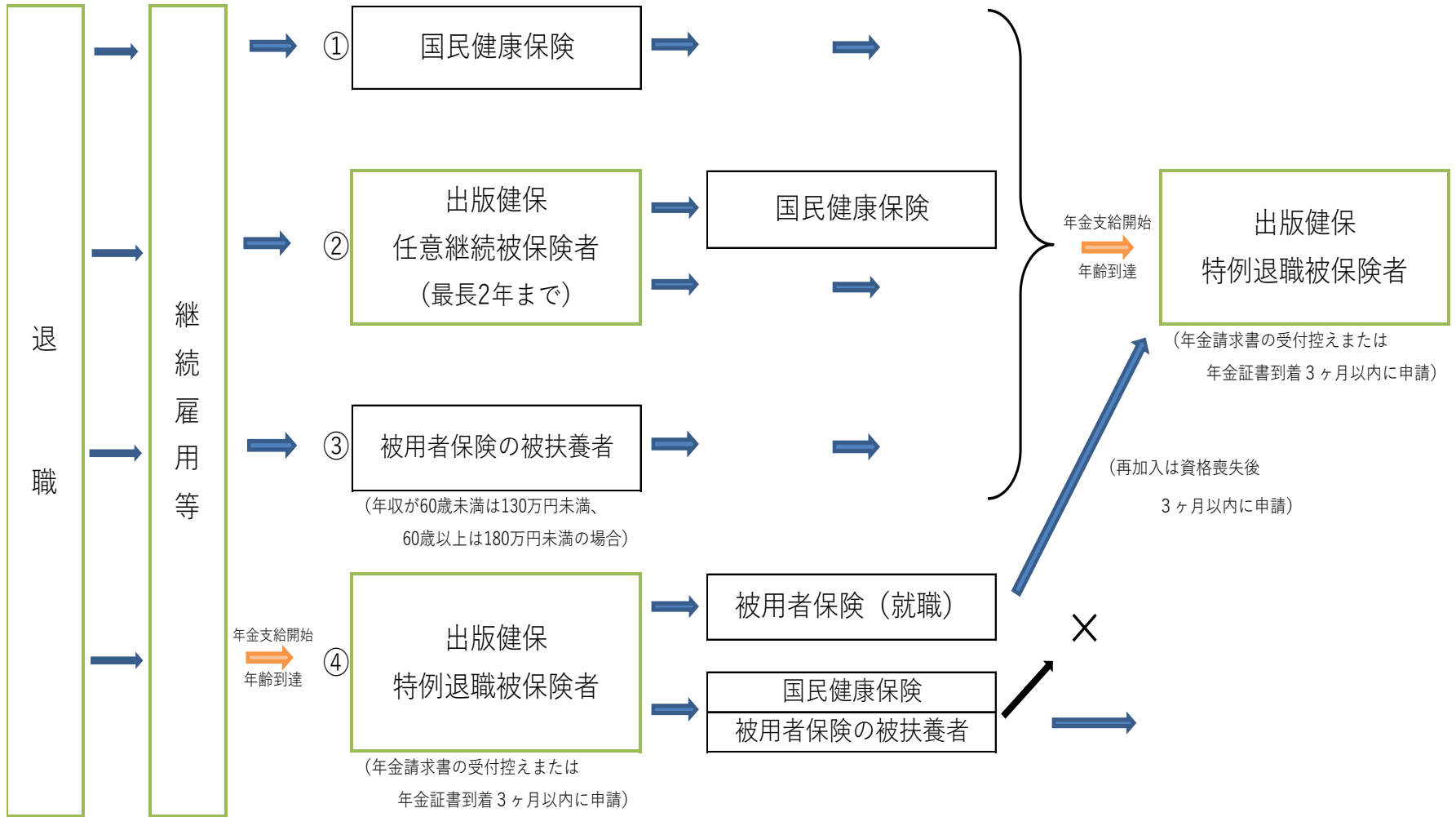
退職後の医療保険

医療保険制度には、主に会社員などが事業所単位で加入する「被用者保険」、自営業者などが世帯単位で加入する「国民健康保険」、75歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」があります。日本国内に住所のある方は、いずれかの医療保険制度に加入することが義務付けられています。

次ページは退職後のイメージ図と比較表です。



退職後の資格変更イメージ図



比較表

	任意継続被保険者	特例退職被保険者	国民健康保険	被扶養者
一般保険料	退職時の標準報酬月額と出版健保の平均標準報酬月額38万円の月額を比べて低い	一般 22,560円 介護 4,320円 (月額24万円に保険料率を乗じて算出)	前年度年収に基づく 各自治体による	被扶養者は、主に被保険者に生計を維持され、原則日本国内に住所を有するか、または生活の基礎があると認められる家族のことを被扶養者といいます。 年収が130万円未満（60歳以上の方は180万円未満）、被保険者との続柄や同居・別居など、生計維持関係について個々の実態を総合的に判断し、保険者により認定されます。
介護保険料	方に、保険料率を乗じて算出		各自治体による	
加入期間	最長2年間(75歳未満まで)	最長75歳未満まで	最長75歳未満まで	
付加給付	有	有	無	
保養施設	抽選・利用可	抽選・利用可	組合員からの紹介での利用他	
健康診断	指定項目内無料	指定項目内無料	各自治体による	
資格取得日	退職日翌日	受付日から	退職日翌日	
申請期間	退職日翌日から20日以内	老齢厚生年金請求を行った日以降、年金証書を受け取った日の翌日（ただし、在職老齢年金受給者は、被保険者資格を喪失した日）から3ヶ月以内	退職日翌日から14日以内	
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意継続被保険者資格取得申請書 ・ 念書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例退職被保険者資格取得申請書 ・ 世帯全員の住民票 (個人番号が省略されていて、世帯全員の記載がある交付日が3ヶ月以内のもの) ・ 念書 ・ 老齢厚生年金証書コピー (年金証書が届いていない場合は、「年金請求書受付控」と「年金見込額照会回答票」) 	各自治体による	
保険料納入方法	各月・前納いずれも当組合発行の納付書で金融機関窓口または、当組合会計窓口にて納入。	各月・前納いずれも当組合発行の納付書で金融機関窓口または、当組合会計窓口にて納入。各月は口座振替が指定金融機関に限り可能	各自治体による	

“倒産・解雇などによる離職” (特定受給資格者) や
“雇い止めなどによる離職” (特定理由離職者) をされた方へ

平成22(2010)年4月から 国民健康保険料(税)が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者 (例: 倒産・解雇などによる離職)
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者 (例: 雇い止めなどによる離職)
- として失業等給付を受ける方です。

軽減額は？

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。
※具体的な軽減額などは、市町村にお問い合わせください。

軽減期間は？


離職の翌日から翌年度末までの期間です。

- ※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
- ※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の 失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内(平成21(2009)年3月31日以降)に
離職された方は、平成22(2010)年度に限り国民健康保険料(税)
が軽減されます。

※ただし、平成21(2009)年度の保険料(税)は対象となりません。御了承ください。

 **軽減を受けるには申請が必要です。制度の詳しい説明は、
お住まいの市町村の国民健康保険担当にお尋ねください。**

※ 国民健康保険料については国民健康保険法施行令の改正案、国民健康保険税については現在国会に提出している地方税法の改正法案が成立すると軽減が実施されます。